

企業会計基準委員会御中

2008年8月20日

立命館大学 経営管理研究科 教授 藤田 敬司

さる6月末貴委員会が公表された、いくつかの会計基準（案）のうち、第26号「企業結合に関する会計基準（案）」と、第27号「連結財務諸表に関する会計基準（案）」につき、下記のとおりコメントをお送りします。今後のご審議の参考にしていただければ幸いです。

記

第26号「企業結合会計基準（案）」について

1. 持分プーリング法の廃止に賛成する一連結会計基準という実質支配の考え方を応用すれば、いずれが支配取得企業であるかを決定することは可能であり、平成15年基準施行以来の適用例がきわめて少なく、廃止しても実務上とくに支障ない。持分プーリング法は完全に廃止する必要は毛頭なく、共通支配下企業同士の組織再編や共同支配会社の形成に適用すべきであって、概念自体と用語は温存すべきである。
2. 取得に要した直接費用の取得原価算入に反対する一直接費用に対価性があるのは当然であるが、企業支配の取得に要した費用は、棚卸資産や固定資産の取得費用と異なり、その取得原価算入は、差額のれんは本来無形資産としてのコアのれんにプリファイすべきところを、逆に差額のれんを増やす処理となる。複数のM&A案件にかかる費用は成功案件にかかるものは費用化しないで取得原価に算入する、失敗案件にかかるものは費用処理するのは不適當であり、この際、一律費用処理の国際的基準に収斂すべきである。
3. 取得原価の配分方法のうち、識別可能資産負債は企業結合時点の時価を基礎として配分する（28項）と、例外を一切認めない原則のようにみえるが、はたしてそうなのか。棚卸資産や固定資産も含めて完全時価評価の対象にするとしても、リース資産等は例外としないのかを明確にすべきである。
包括的な無形資産会計基準を設定するまでの暫定措置として、約定残や顧客リストなど、M&A取引特有の無形資産を例示する方が企業にとって必要であろう。
4. 少数株主持分のれんを含めた全部のれん方式はやりすぎであり、購入のれんに限る現状案に賛成する。非支配株主持分の公正価値を開示する国際的基準への収斂を優先するならば、追加コストをかけて別途の公正価値測定を求める米国SFAS141Rのやり方よりも、IFRS3Rの按分方式の方がよい。
5. のれんの規則的償却に反対する一（案）によるのれんの会計処理（101項）は、国際的基準が採る減損テスト法を非償却法とみなして自己創設のれんに入れ替わる可能性を指摘し、規則的償却法が優れていることをアピールしている。そういう場合もあるが、定期的または減損を疑う事象が発生する都度、現実合う柔軟な方式で減損テストを行えば、規則的償却をうわまわる速度で減損処理が進捗する可能性がある。IT関連など技術進歩の速い業界では、「固定資産の減損に係る会計基準」が許容する最大20年ではなく、向こう3年乃至5年のキャッシュフローを予測して減損テストを行うならば、規

則的償却よりもはるかに実情に合う処理となる。

のれんの会計処理（102 項）は、「のれんの価値の評価方法を確立する必要がある」というが、のれんそのものを評価することは不可能である。のれんは企業の歴史と現在の物的資産・人的資産を含む、すべての経営資源と一体であるから、のれんだけを単独で評価することは無駄な努力となる。それよりも、取得対価と個別資産負債の取得時点における公正価値測定をきっちりやるほかないのである。SFAS141R も IFRS3R も公正価値測定を徹底し、結果としてのれん金額を圧縮している。（別添表 1「のれん金額決定プロセスとしての会計処理比較」および表 2「会計基準とその改訂がのれん金額に与える影響」参照。）

第 27 号「連結財務諸表に関する会計基準（案）」について

6. 子会社の時価発行増資等に伴う親会社持分の増加額の処理に反対する—30 項がいう処理案：「当該差額は損益として処理する。ただし、利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあるときは利益剰余金に直接加減することができる」は、もともと非理論的で実務妥協的な現行処理を単に踏襲しているだけである。この際、親会社中心説と決別し、子会社の少数株主もグループ株主であり、支配継続を前提した持分の増加減少は、ともに少数株主との資本取引であることを認め、資本剰余金処理に統一すべきである。

以上

表 1

のれん金額決定プロセスとしての会計基準の比較

SFAS141R (2007年12月) とわが国企業結合会計基準改定草案 (2008年6月) の比較

	SFAS141R (または IFRS3R)	わが国企業結合会計基準改定草案
1. 前提：企業結合の定義と会計処理	事業支配を取得する取引。 Acquisition 法を適用する (6)。 “true mergers”も “mergers of equals”も企業結合である (3)。 JV 形成には当基準は適用しない (2)。事業の定義：資産＋営利事業体 (3)。	複数の事業体を1つの報告単位に統合する取引。現行基準による「持分の結合」という考え方は捨てていない (JV 形成には「持分の結合」の考え方を引き継いでいる) が、国際的収斂を推進するため持分プーリング法を廃止する。(67~69)
2. 被取得企業または取得事業の取得原価 (支払対価) の算定	支配の取得日 (結合条件の合意日や公表日前後ではなく) の株価またはその他資産負債の公正価値で測定する。簿価との差額は損益認識する (B338)	取得時点 (取引時点ではなく) の時価または対価の時価、いずれか信頼性の高い方で算定する (23) 株式による対価は企業結合日の株価を基礎とする (24)
3. 将来業績等に係る条件付き取得対価の追加払いまたは戻入れに関する処理	最大1年の再測定期間中 (51) の調整として扱う。同期間経過後は、株式対価は資本の中で調整する。資産負債による対価調整差額等はその他包括利益の中で当初認識する (65)	将来交付・引き渡しが確実となった時点で、支払対価を取得原価として追加認識するとともに、追加のれんまたは負ののれんを認識する (27)
4. ①取得に係る直接費用処理と ②株式発行費用の処理	①取得原価算入から発生時費用処理に変更する (59) ②他の GAAP に従う (59) 資本控除処理する。	①対価性のある直接費用は取得原価に含める (26) ②費用処理または繰延資産処理。
5. 複数取引によって段階取得したときの取得合計額	取得日に、過去取得持分の公正価値を再測定し (単純合計ではなく)、差額は損益認識する (48)	支配取得原価 (23) と、個々の取引原価の合計額との差額は損益処理する (25)。過去の原価の集積ではなく、投資の実態が変わったものとして処理する (86~88)
6. 取得原価を配分すべき個別資産負債の認識と測定	識別可能な個別資産負債 (のれんは残余であるが) は、非支配株主持分を含めて、認識する (12)。 公正価値測定は SFAS157 によ	識別可能な資産負債の企業結合日の時価を基礎として、1年以内に配分する (28)。 原則として、GAAP により認識するに限定する (95)

	る (A59)。 評価性引当金は認識せず、リスクは公正価値に反映する (A57)。	取得日の時価を基礎として配分する (94)。
7. 上記公正価値測定の対象外	リース契約と保険契約	とくに例外は指定されていない
8. 無形資産 その他無形資産の例示	ブランド、パテント、顧客関係など、内部創設の簿外無形資産も取得資産として認識する (15) 将来活用が見込まれるかどうかとは無関係に無形資産として認識する (A59、B150~2) 詳細な例示がある (A29~A58) (IFRS3R : B31~34、IE16~44)	法律上の権利など分離して譲渡可能な無形資産は識別可能な資産として取り扱う (“配分することができる”ではない) (29)。 識別可能な無形資産は、仕掛研究開発費 (IPRD) を含めて、資産化する (96~97)。 例示がない
9. リストラ費用	企業結合時点では、予想はされてもいまだ支払義務がない費用であれば、負債の定義を満たさない (13)	将来予測される費用損失が対価に含まれる場合は負債に含める (30、96)。
10. のれん	非支配株主持分についても認識する (34) 償却してはならない (SFAS 142, 50) 減損テストをしなければならない (同 55) ○償却することなく、減損テストをしなければならない (55)	のれんは有償取得分に限定する (94) 効果の及ぶ期間 (20 年以内) に定期的に償却する (32) 競争の進展によって減価するにもかかわらず償却しなければ自己創設のれんの計上となる (102)
11. 負ののれん	Bargain purchase による当期の gain と認識する (36)	取得原価配分の適切さをレビューし、当期利益とする (33)

表 2

会計基準とその改定がのれん金額決定に与える影響

会計基準とその改定が、対価と純資産の差額であるのれん金額にどう影響するかは、対価と個別資産負債の公正価値測定がどう変わるかによる。下記法 2 では、表 1 の項目を[対価の部]と[個別資産負債の部]に分けて考察している。

(—：中立または不明、↑：のれんの増加要因、↓：のれんの減少要因)

企業結合会計基準	SFAS141R		わが国改定基準草案	
	対現行基準	対日本基準	対現行基準	対米国基準
表 1 の項目				
[対価の部]				
2 支払対価の算定日	↓ (注 1)	—	↓ (注 1)	—
3 条件付対価の処理	—	—	↑ (追加のれん発生の可能性)	↑
4 直接費用の処理	↓ (原価算入から費用処理へ)	↓ (費用処理)	— (原価算入を変えない)	↑
5 段階取得の対価	—	—	—	—
[個別資産負債の部]				
6 原価配分の原則	↓ (注 2)	↓	↓ (時価評価の徹底)	— (注 3)
7 上記の例外	—	—	—	—
8 無形資産	↓	↓ (注 4)	↓	↑ (例示がない)
9 リストラ費用の負債認識時期	↓ (取得時から事後へ)	↓	—	↑
10 のれん(対価と純資産の差額として)	↓ (上記の総合結果)	↓ (注 5)	↓	↑

(注 1) 株価は公表日以降下落する傾向がある。新株発行による買収は、株価が割高であるというシグナルを市場に送り、株価はマイナスの反応を示す(井上光太郎他(2008)『M&Aと株価』、58頁)。1株当たり純資産や純利益の希薄化(dilution)なども当然株価に影響する。

(注 2) APB51 を引き継いでいる現行基準には、取得価額の個別資産負債への分配に関するガイダンスがあり、あるものは歴史的取得原価でありあるものは公正価値と使い分ける混合アプローチを採用している(par. 37)。改定基準の本文は、オペレーティングリースと保険関連以外は、偶発資産負債をも含めて、支配獲得日における公正価値測定を求めている(par. 20)。棚卸資産や有形固定資産についても公正価値測定の対象としている。

(注 3) 現行の実務指針では、「識別可能な資産負債への配分は時価(市場価格または合理的に算定された価格)による」(項目 53)。「ただし、被買収企業の適正な帳簿価額によることもできる」(項目 54)。今後、ただし書きを削除できるかどうか注目される。

(注 4) SFAS141R の Appendix - A には詳細な例示がある。IPRD については、SFAS157

の「最高最良概念」を適用し、取得者の使用意図を問わず、公正価値測定の不確実性を問題視しない。

(注5) ここでは有償取得のれんのみ考察の対象とする(非支配株主持分のれんは対象外)。

努力目標としてのコンポーネント分析

SFAS141 に引き続き、SFAS141R も IFRS3R も、対価と純資産の差額であるのれんを6つのコンポーネントに分析し、その他無形資産や Gain・Loss を排除することにより、資産性の高い「コアのれん」を析出するよう最大限の努力を求めている。

表3

のれんのコンポーネント分析

コンポーネント	内容	望まれる処置
I	純資産の公正価値が簿価を上回る(資産ではなく、Gain)	識別可能な純資産は簿価ではなく公正価値で認識する
II	被取得企業が、測定困難のため認識もれしていた無形資産等	無形資産の定義を満たすものはのれんに紛れ込ませない
III	継続企業としての被取得企業のシナジー効果	コアのれん
IV	被取得企業と取得企業の協働から生まれるシナジー効果	コアのれん
V	対価の評価ミスによる過剰計上	対価の測定に正確を期しミスの発生を防ぐ
VI	Bid 価格のミス等による過剰支払または売り急ぎによる過小支払	のれんではなく Gain または Loss

出所：SFRS141R、Appendix B, pars. B312~B318

表2と3から次のことがいえる。

1. 取得原価主義を色濃く残していた SFAS141 と異なり、SFAS141R は、対価についても、純資産についても、支配取得日における公正価値測定を徹底している。その結果、残余差額としてののれんは確実に縮減する。
2. わが国企業結合会計基準の改定草案も、時価の適用対象を広げており、残余差額のれんは縮減する。ただし、SFAS141R との相対比較では、具体的な適用指針によって時価評価の実務がどこまで徹底するかによるが、依然として両者の差異は解消していない。
3. 努力目標としてのコンポーネント分析の有無もののれんの事後処理に影響する。
4. 対価と個別資産負債の公正価値測定とコアのれんの析出が実務にほぼ定着すれば、有効期限がない無形資産であるのれんの事後処理には、先験的・恣意的に耐用年数を予測する規則的償却よりも、アドホックに行う減損テストの方が経済実態をより適切に映し出すであろう。